



# 串本町（小規模）

## 避難所運営

### マニュアル



この（小規模）避難所運営マニュアルは、災害の規模が小さい場合や比較的少数の被災者が避難した場合を想定して必要な事項を記載しています。

このマニュアルで対応できない場合は、（大規模）避難所運営マニュアルを利用して下さい。

## 津波避難モットー

\*避難3原則を忘れずに！

決して諦めることなく

1秒でも早く、1mでも高く！

# 避難 3 原則

- ①想定にとらわれない！
- ②状況下で最善を尽くす！
- ③率先避難者になる！

# 目 次

## I 避難所の運営主体

- 1 避難所の運営は、避難者自身で . . . . . 4
- 2 避難所運営の中心人物を選出 . . . . . 4
- 3 中心人物の補助者の設置 . . . . . 4

## II 避難所における基本的事項

- 1 避難所の開設・点検 . . . . . 5
- 2 居住グループの編成 . . . . . 5
- 3 区画（部屋）割り . . . . . 5
- 4 避難者名簿の作成 . . . . . 6

## III 避難所の空間配置

- 1 居住空間の整理 . . . . . 8
- 2 共有空間の管理 . . . . . 9

## IV 避難所の生活ルール

- 1 生活時間 . . . . . 14
- 2 生活空間の利用方法 . . . . . 14
- 3 食事 . . . . . 14
- 4 清掃 . . . . . 15
- 5 洗濯 . . . . . 15

6	ごみ処理	15
7	プライバシーの確保	15
8	携帯電話の使用	15
9	火災防止	15
10	ペットの取扱い	16
11	防犯	16
<b>V 避難所の統廃合・撤収</b>		
1	方針の周知	17
2	避難所の統廃合	17
3	避難者への移動の要請	17
4	在宅避難者や車中泊者の名簿の引継ぎ	17
<b>VI 資料編（様式等）</b>		
		18

# I 避難所の運営主体

## 1 避難所の運営は、避難者自身で

避難所の運営は、過去の災害時における教訓から、避難者自らが行う体制がスムーズで立ち直りも早い傾向にあるため、自主防災会（各地区）等の地域住民による運営を基本とします。

また、学校施設においては、教職員の協力のもとに、早期に自主的運営ができるような体制作りをします。

町職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役を行います。

## 2 避難所運営の中心人物を選出

避難所運営の中心となる人物については、自主防災会（各地区）等の役員など地域住民から選出することを基本とし、事前に決めておきます。

また、その人物が事故あうことも考慮して、代理の選出方法も検討しておきます。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるように配慮します。

避難所運営の中心となる人物は、次のような方です。

- ① 自主防災会（各地区）の代表者（区長）副代表者（副区長）防災委員
- ② 避難住民の意見で推薦された人

事前に決めた中心人物は、県や市町村が実施する避難所運営リーダー養成講座等に参加し、避難所運営に関する手法を習得するようにします。（1避難所あたり少なくとも3名以上のリーダーを養成します。

## 3 中心人物の補助者の設置

避難生活が長期化してくると、中心となる人物が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、中心となる人物の補助者を選んでおきます。

また、中心となる人物が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝えます。

資料1

## II 避難所における基本的事項

### 1 避難所の開設・点検

#### (1) 避難所の開設

避難所は、町があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時や長期の停電時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用します。

#### (2) 自主防災会等でも鍵を保有

夜間や休日に、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合は、鍵を所管する町職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われなことも予想されます。このような場合に備えて、自主防災会（各地区）等の役員等も鍵を保管するようにします。

また、地震の揺れにより解錠する鍵ボックスの設置も有効な手段です。

#### (3) 施設内への立ち入りには注意

避難所として開設する予定である施設内への立ち入りについては、建物の倒壊や宅地の変状による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施します。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。

### 資料2

### 2 居住グループの編成

#### (1) 世帯を基本単位に居住グループを編成

1つの居住グループの構成人数は、おおよそ40名程度が適当です。

#### (2) 居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループに編成します。その他に、住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知りでグループを編成し、安心できるグループ環境を心掛けます。

### 3 区画（部屋）割り

#### (1) 施設の利用方法を明確に

避難所として指定されている施設全体を避難所として利用できるとは限りません。施設管理者と協議し、避難所として利用できる部分を明確にしておき、利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

## (2) 避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。

特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、特別教室などの利用が考えられますが、教育活動の再開を考慮しながら設定します。

また、校長室、事務室、職員室、保健室などは学校運営や避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

## (3) 要配慮者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、難病患者等の要配慮者を優先して室内に避難させます。その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した身近な福祉スペースとして設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。

町が、拠点的な福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送します。

## 4 避難者名簿の作成（避難者名簿の様式は別紙）

### (1) 世帯ごとに記入

町は、避難者に記入してもらう様式を準備しています。

記入項目は、主に次の様な項目です

- ① 氏名（ふりがな）
- ② 性別
- ③ 年齢
- ④ 続柄（例：妻・息子・娘・父・母・・・）
- ⑤ 住所
- ⑥ 緊急時の連絡先（例：親戚・知人・担当民生委員・・・）
- ⑦ 避難者名簿の掲示・公開における同意の有無
- ⑧ 避難所内での居住場所（居住グループ）
- ⑨ 特に留意する事項
  - 1) 持病については、病名の把握とともに、疾患に応じた医薬品や人工透析、人工呼吸器など特別な対応の必要性
  - 2) 障害については、障害の種別（視覚、聴覚、精神等）

その他、必要と思われる事項は独自に付け加えます。

例：介護保険の要介護認定者であれば、担当ケアマネージャーの連絡先など  
○名簿等の個人情報の管理は責任者を決めて、鍵の施錠のできる場所に管理します。

○避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合があることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の取扱い

には特に注意します。

- 視覚障害や手の負傷等のために自分で記入できない方については、名簿管理者が聞き取った上で作成するようにします。
- 避難者受入時に、「資料2-4 避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用し、避難者の健康状態を把握します。

資料3-1

## （2）緊急を要する要望を同時に調査

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に調査を実施します。

資料3-2



### Ⅲ 避難所の空間配置

#### 1 居住空間の管理

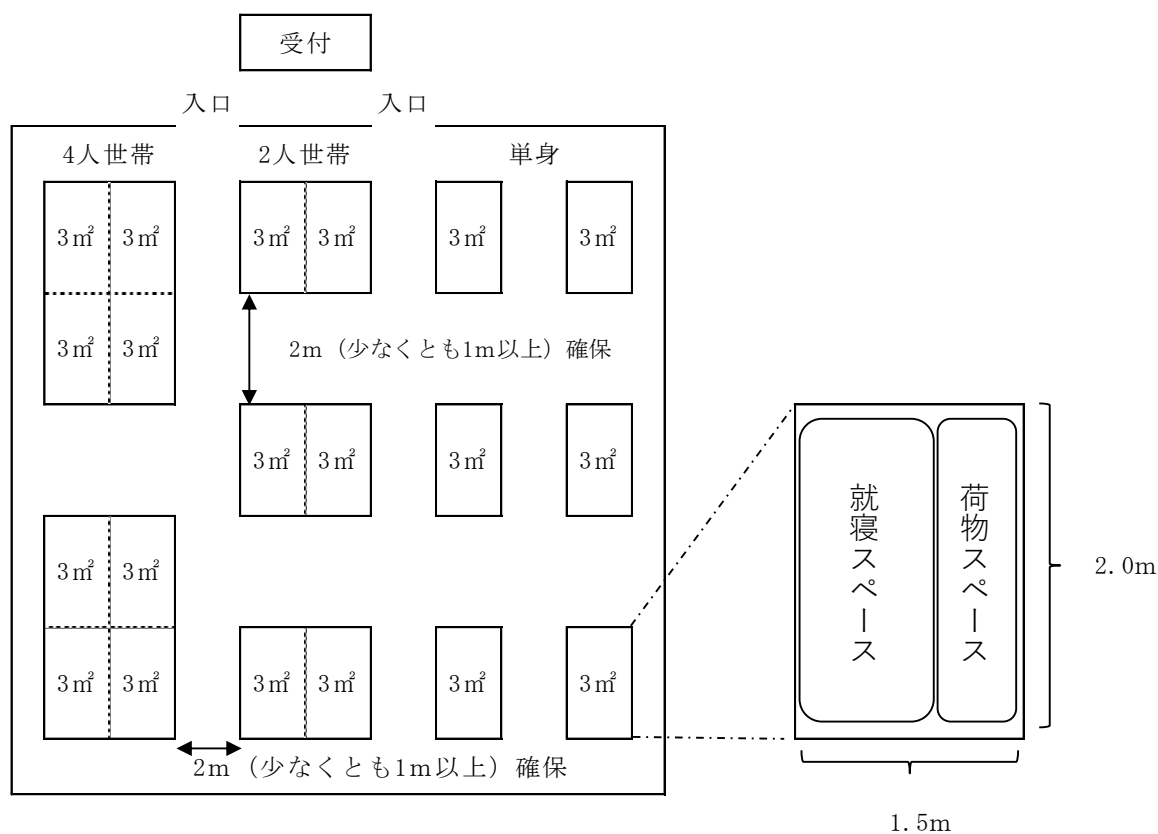
##### (1) 居住空間の区画整理

居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず面するような形で設定します。通路や世帯同士の区画境界は、敷物で区別する他に、可能であればビニールテープ等で分かりやすく表示します。

一度決まった居住空間の変更は容易ではないため、避難所の開設直後の区画整理は慎重に行います。平常時にどのように区画整理をするのか図面を作成することが必要です。

通路分の面積を別途確保（車いすでの通行を考慮し、1m以上の幅を確保）し、1人あたり荷物スペースも含め3㎡程度（要配慮者については4㎡程度）を目標として居住空間を確保します。

##### 【住居空間の整理例】



##### (2) プライバシーを確保

室内テント、カーテン式間仕切りや段ボール間仕切りなどを用いて空間を確保します。空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保に配慮します。

### (3) 定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため、清掃を行います。

### (4) 居室の再編

避難者の減少に伴って、居室の移動、居住グループの再編などを行います。その実施については、避難所運営本部会議で決定します。また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきます。

学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力します。

## 2 共有空間の管理

★ 避難所運営には、居室空間の他に、避難者が共同で使用する様々な空間が必要となります。 ★

### (1) 避難所運営本部室

発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、町災害対策本部、施設職員、町担当職員と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。

また、電話やパソコン機器の使用可能な場所を確保します。

### (2) 情報掲示板

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、施設の入口付近に設置します。聴覚障害のある人への対応のためにも、伝達事項はできるだけ掲示します。また、視覚障害のある人に対しては、掲示した情報の内容を別途伝達する配慮が必要です。

### (3) 受付

避難所の入口近くに設けます。外来者へは用件を確認し、面会場所や居住空間等の立入禁止区域など避難所でのルールを簡単に説明します。

特に、女性や子供の安全確保の観点から、外部からの不審者の侵入を防ぐことが重要です。

### (4) 仮設電話

NTTでは、災害時に避難所に特設公衆電話を設置しますので、長電話や夜間の通話の自粛などルールを設定して、避難者に周知徹底します。

### (5) 食料・物資置場

救援物資などを収納、管理するための場所が必要であり、直射日光が入らない冷暗所で、駐車場からの搬入が便利である施設可能な場所が最適です。

特に食料の保管場所は、食品ごとに整理整頓し、保存期間等を確認しやすくするほか、生鮮食料品等の保存のための冷蔵庫も可能な限り準備します。

#### (6) 食料・物資の配給所

食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張って対応します。

#### (7) 調理室

調理室（給食室）などがある場合は、炊き出しなどのために利用できるか施設管理者と協議します。使用できない場合は、テントを設置する等して屋外に調理場を設置します。

火気を扱う場合は、火の元には十分注意を払うよう呼びかけを行います。

#### (8) 医務室

すべての避難所に救護所は設置されないため、施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる場所を設置します。

医療室がない場合は、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを確保します。（気分がすぐれなくなった方の休憩場所としても使用します。）

#### (9) 身近な福祉避難所

避難所に要介護者や在宅療養者などの要配慮者がいる場合には、できるかぎり専用の居室を設けます。1階で出入口に近く、日当たりや換気が良く、医務室やトイレに近い部屋を選び、床に断熱材を敷くなど、要配慮者に配慮した部屋にします。

#### (10) 感染症の疑いのある方の専用スペース

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用のスペースを確保します。その際、スペースは可能な限り個室とするとともに、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をするようにします。

#### (11) 乳幼児・育児室

乳幼児を伴って避難している場合は、子供の泣き声などで周囲に迷惑をかけないように気遣うなど、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。

落ち着いて授乳でき、乳幼児の危険となる障害物がないような場所を用意します。

授乳のための環境を整えるため、専用の部屋の確保もしくは室内テントを用意します。

#### (12) 更衣室

プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣ための空間を確保します。

専用の部屋の確保もしくは室内テントを用意します。

#### (13) 給水場

設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。

#### (14) ペット飼育スペース

ペットがいる場合には、鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居室空間からある程度はなれた、学校であればグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外にペット飼育スペースを確保します。

#### (15) 洗濯場・洗濯物乾し場

生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。

洗濯物乾し場は、日当たりの良い場所を選んで、共有場所と女性専用の場所を確保します。

#### (16) 仮設トイレ

屋外で安全に行ける場所で男女別のほか男女共用も設置します。設置場所は、調理場や居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないよう注意し、高齢者や障害のある人専用、近くで、バリアフリー対策をしたトイレを近くに設けます。

また、日没後の利用も考慮して、通路等に十分な明かりを用意することも必要となります。

トイレの確保と管理については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成28年3月国土交通省）」を参考とします。

#### (17) 風呂

原則として屋外に設置します。場所については施設管理者と十分に協議します。

また、日没後の利用も考慮して、風呂への通路等に十分な明かりを用意することも必要となります。

#### (18) ごみ置き場

臭気や衛生の問題から、居室空間からある程度離れ、ごみ収集車の作業が円滑にできる位置に、ごみ置き場を設置します。分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分します。

### (19) 喫煙場所

非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とします。

居室空間からある程度離れた屋外に喫煙場所を設け、灰皿もしくは水を入れたバケツ等を設置します。

なお、もともと敷地内全面禁煙となっている学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

### (20) 駐車場

施設管理者と相談し、必要最小限のスペースを確保します。その際も緊急車両や救援物資車両の乗り入れに支障がない場所に限定します。

なお、一時外出の際の駐車位置の確保は、他の避難者等とのトラブルにつながることから認めないようにします。

また、車内に寝泊まりすることは原則認めませんが、発災直後で避難スペースが不足する等やむを得ない場合は、一時的に認めることとします。

●静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症するおそれがあることから、予防のためのチラシの配布や保健師等の巡回等により周知を行います。

資料5

●車中泊者の氏名や人数等を把握するため、車中泊者に避難者名簿の様式を配布、記入を依頼し名簿を作成します。

資料3-1

### (21) 遺体安置場所

災害の状況によっては、一時的に遺体を安置する必要があります。遺体を収容した場所には、遺体搬出後も避難者を入れないようにします。

### (22) 相談スペース

個人のプライバシー等に配慮した、相談スペース（個室）を設けます。

★ 避難者が減少し、スペースに余裕ができれば、避難所運営本部会議や施設管理者と協議して避難者の要望に応じて、次のような共有空間を設置します。 ★

### ①食堂

衛生面を考慮し、居住空間と食事をするための空間を分け、食事専用の空間を設置します。

空間に余裕ができれば、食事専用の空間を設置します。

### ②子ども部屋・勉強部屋

子供の遊び場としての部屋及び中・高生の勉強のため、専用の部屋の確保もしくはスペースを用意します。

また、各々の部屋を確保できない場合は、昼間は子供部屋として、夜間は勉強部屋として使用する等の時間による使用用途の変更を行います。

### ③娯楽室

消灯時間の制限を設けない、比較的自由に使用できる多目的スペースを設けます。

## IV 避難所生活ルール

多くの避難者が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って心地よく生活を送っていくことが必要です。女性、子供、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえルールづくりを行います。避難所運営本部で避難所の生活ルールを策定し、避難者に周知徹底を行います。

### 1 生活時間

- ①起床時間：〇時〇分
- ②消灯時間：〇時〇分
- ③食事時間
  - 朝 食：〇時〇分
  - 昼 食：〇時〇分
  - 夕 食：〇時〇分
- ④避難所運営本部会議：〇時〇分

### 2 生活空間の利用方法

- ① 居住空間は、基本的には屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画を区切って使用し、その区画は世帯のスペースとして使用します。
- ② 居住空間は、ほこり防止や衛生環境の確保のため土足厳禁とし、脱いだ靴は各自がビニール袋等に入れ保管します。
- ③ 共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ④ 来訪者の面会は共有空間や屋外とします。
- ⑤ 屋内は禁煙とします。
- ⑥ ペットは身体障害者補助犬を除き原則居住空間に持ち込めません。

### 3 食事

- ① 食事の配給は、居住グループ単位で行います。
- ② 小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が少量でも含まれている場合は、食物アレルギー対象食料を配膳場所に掲示するなど、避難者が分かるようにします。  
また、食事の配膳時に食物アレルギーの有無について声掛けを行い確認するようにします。
- ③ 食物アレルギーがある避難者の誤食事故防止に向けた工夫として、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート、または食物アレルギー防災カード等を活用することも有効です。

#### 4 清掃

- ① 世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ② 共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。
- ③ トイレなど避難者全員で使用する共用部分については、活動班の指示に従って、全員が協力して清掃します。

#### 5 洗濯

- ① 洗濯は世帯や個人で行います。
- ② 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占してはいけません。
- ③ 男性立入禁止とした女性専用の物干し場を設置します。

#### 6 ごみ処理

- ① 世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨てます。
- ② ごみは、必ず分別して捨てます。

#### 7 プライバシーの確保

- ① 世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ② 居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

#### 8 携帯電話の使用

居住空間での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。また居住空間ではマナーモードに設定し他の避難者へ迷惑にならないようにします。

#### 9 火災防止

- ① 屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。
- ② 屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

#### 10 ペットの取扱い



- ① 居住空間へのペットの持ち込みは、身体障害者補助犬を除き原則禁止とします。
- ② ペットは、敷地内の専用スペースで飼い主が責任を持って管理します。

## 11 防犯

特に女性、子供、高齢者は、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で行かないなど注意することが必要です。

## 12 健康管理

避難者は各自で健康管理を行い、体調不良等がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに相談します。

相談を受けた避難所運営スタッフは、「資料8 避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用して健康状態を把握し、感染症の疑いがある場合は、「資料10 避難所における隔離予防策」を参考として可能な限りの隔離予防策等を行うとともに、速やかに保健所に報告します。

また、避難者が各自で日々健康状態を確認できるよう、避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙を避難所内に掲示又は配付します。

## 13 ソーシャルディスタンスの確保

感染症対策のため、避難者及び避難所運営スタッフ※は、人との距離をできるだけ2m（少なくとも1m以上）空けます。

※避難所運営本部員や班員等、避難所運営に従事する者

★ その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜避難所運営本部会議で検討を行います。 ★

資料6

## V 避難所の統廃合・撤収

### 1 方針の周知

ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保ができた段階で、避難所運営本部は、施設管理者及び町と相談し、避難所の統廃合または撤収の方針を決めます。

その方針をできるだけ早く避難者へ示すことによって、避難者に自立の目標を持ってもらいます。

### 2 避難所の統廃合

各避難所の過密状態が解消された後は、避難所の統廃合を進めます。学校、民間施設を優先的に廃止し、最終的に学校以外の施設に集約します。

なお、統廃合にあたっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要です。

### 3 避難者への移動の要請

避難所の統廃合・撤収により、避難者が他の避難所に移動する場合は、ボランティア等の協力を得ながら、移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

### 4 在宅避難者や車中泊者の名簿の引継ぎ

避難所を解消する際に在宅避難者や車中泊者が残っている場合は、町の災害対策本部に名簿台帳等を引継ぎます。

# VI 資料編

---

(小規模避難所版)

(様式等作成例)

## 資料もくじ

---

資料1	事務引継書	20
資料2	建物被災状況チェックシート	21
資料3-1	避難者名簿	23
資料3-2	避難者名簿（在宅避難者・車中泊用）	24
資料3-3	避難者名簿一覧表	25
資料4	避難所生活のルール	26
資料5	エコノミークラス症候群予防チラシ	27
資料6	避難所生活のルール	28
資料7	要配慮者の留意事項	29
資料8	避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙	31
資料9	掲示用「避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」	32
資料10	避難所における隔離予防策	33

## 事務引継書

引継日	年 月 日	
避難所名		
担当者	前任者	後任者
業務内容		
業務における注意点		
避難者からの 要望事項等		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

(手 順)

1. 町避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は町へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名 : \_\_\_\_\_

点検実施日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

点検実施者名 : \_\_\_\_\_

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質 問	該 当 項 目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、崖崩れ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れがあり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)

7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入して下さい。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れた など)	
-----	
-----	
-----	

【判断基準】

1. 質問1～10を集計します。

A	B	C

2. 必要な対応をとります。

◎ Cの答えが1つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、町へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ Bの答えが1つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、町へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます

◎ Aのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものなので、町へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けて下さい。

避難者名簿

この避難者名簿は、安否情報の問い合わせに対応するためや、避難所における食料・物資等の必要数を把握するために記入していただくものです。

入所年月日		年 月 日		居住グループ		グループ	
ふりがな 世帯主氏名	性別		男・女		家屋の 被害状況	居住の可否 (可・否)	
	年齢		歳			全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通	
	避難確認						
職業・資格・特技 ※1		所属自治会					
住所		車		車種	ナンバー		
		ペット		有 (種類) 無			
電話番号		携帯番号					
緊急連絡先 ※必ず記入して ください	氏名						
	住所						
	電話番号						
家族構成	氏名	続柄	性別	資格・特技等	避難確認		
要配慮区分 1. 要配慮者 2. 視覚障害 3. 聴覚障害 4. 言語障害 5. 肢体不自由 6. 内部障害 7. 知的障害 8. 精神障害 9. 発達障害 10. 認知症 11. 乳幼児 12. 妊産婦 13. 難病 14. 傷病 15. 外国人 16. アレルギー 17. その他 ( )							
上記により配慮が必要なこと (手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等) や負傷・疾病の状況等特に申告する必要があること							
避難者名簿の掲示・公開 ※2				同意する・同意しない			

※1 活動班編成の参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。

※2 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。

退所状況			
退所年月日		年 月 日	
退所後連絡先	住所		
	電話番号	携帯番号	
	備考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。	





避難者名簿（在宅避難者・車中泊用）

この避難者名簿は、安否情報の問い合わせに対応するためや、避難所における食料・物資等の必要数を把握するために記入していただくものです。

記入年月日	年 月 日		在宅避難者 ・ 車中泊者			
ふりがな 世帯主氏名	性別	男・女	家屋の 被害状況	居住の可否（可・否）		
	年齢	歳		全壊・半壊・一部損壊		
	避難確認			断水・停電・ガス停止・電話不通		
資格・特技	所属自治会					
住所	車		車種	ナンバー		
	ペット		有（種類	） 無		
電話番号	携帯番号					
緊急連絡先 ※必ず記入し てください	氏名					
	住所					
	電話番号					
家族構成	氏名	続柄	性別	資格・特技等	避難確認	
要配慮区分 1. 要配慮者 2. 視覚障害 3. 聴覚障害 4. 言語障害 5. 肢体不自由 6. 内部障害 7. 知的障害 8. 精神障害 9. 発達障害 10. 認知症 11. 乳幼児 12. 妊産婦 13. 難病 14. 傷病 15. 外国人 16. アレルギー 17. その他（ ）						
上記により配慮が必要なこと（手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等） や負傷・疾病の状況等特に申告する必要があること						
避難者名簿の掲示・公開 ※1			同意する ・ 同意しない			
【車中泊の場合記入】車中泊場所（必要に応じて地図を記載）						

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。

避難者名簿一覧表避難所

避難者名簿 番号	人数	住所	氏名	世帯主氏名	性別	年 齢	入所年月日	退所年月日
1	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							

\* この一覧表は、避難者名簿を作成してから記入すること。

\* 以降は人数の番号を通し番号で作成すること。（2枚目最初の番号は21）

## 避難所生活のルール

避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により規模の縮小や統合もあります。）
- 3 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
  - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
  - 犬、猫などの動物を居室スペース等に入れることは原則禁止です。
- 4 職員室・保健室・調理室等は、避難所運営に必要となるため使用禁止です。
  - 「立入禁止」・「使用禁止」・「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
  - 避難所では、利用する部屋（居室スペース）を移動していただくことがあります。
- 5 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
  - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
  - 食料・物資は、在宅の被災者にも配布します。
  - ミルク・おむつなどは、必要な方に配布します。
- 6 消灯は、夜\_\_\_\_時です。
  - 廊下は点灯したままとし、居室スペースは消灯します。
  - 避難所の運営・管理に必要な部屋（スペース）は、点灯したままとします。
- 7 携帯電話での通話については、所定の場所でのみ可能とします。
  - 居室スペースではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 8 衛生管理のため、避難所を清潔に保ちます。
  - 居室スペースは各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。
  - 共有スペースについては、避難者全員が協力して清掃を行います。
- 9 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止します。

## エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



避難所生活のルール

避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、町担当者、施設管理者、自治区、自主防災組織の役員等からなる避難所運営本部を組織します。
  - 避難所運営本部会議を、毎日午前\_\_\_\_時と午後\_\_\_\_時に開催します。
  - 避難所運営本部に、総務班、被災者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、要配慮者班、ボランティア班の各活動班を設置します。
- 3 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により規模の縮小や統合もあります。）
- 4 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
  - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
  - 身体障害者補助犬を除き、ペットを居室スペース等に入れることは原則禁止です。
- 5 職員室・保健室・調理室等は、避難所運営に必要となるため使用禁止です。
  - 「立入禁止」・「使用禁止」・「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
  - 避難所では、利用する部屋（居室スペース）を移動していただくことがあります。
- 6 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
  - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
  - 食料・物資は、在宅避難者や車中泊者にも配布します。
  - ミルク・おむつなどは、必要な方に配布します。
- 7 消灯は、夜\_\_\_\_時です。
  - 廊下は点灯したままとし、居室スペースは消灯します。
  - 避難所の運営・管理に必要な部屋（スペース）は、点灯したままとします。
- 8 携帯電話での通話については、所定の場所でのみ可能とします。
  - 居室スペースではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 9 衛生管理のため、避難所を清潔に保ちます。
  - 居室スペースは各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。
  - 共有スペースについては、避難者全員が協力して清掃を行います。
  - \_\_\_\_及び\_\_\_\_は土足禁止です。靴は\_\_\_\_で脱ぎ、各自管理します。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、炎を露出させる裸火の使用は禁止します。

資料7 要配慮者の留意事項

区分	避難所での留意事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。</li> <li>・ 体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシート等を敷く等、転倒を防止するよう配慮します。</li> <li>・ 認知症高齢者については、あわただしい雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。</li> <li>・ 徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼します。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災による精神的なショック、避難所で人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるよう配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。</li> <li>・ 食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したりタンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。</li> <li>・ 産婦については、授乳やおむつ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。</li> </ul>
災害孤児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難である。周囲の大人による見守りが必要です。</li> <li>・ 突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所における各部屋や窓口の案内等の掲示等は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をひらがななどで平易にするよう心がけます。</li> <li>・ 地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。</li> </ul>
視覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。</li> <li>・ 食事、トイレ、入浴などの情報は、必ず読み上げて、伝達します。</li> <li>・ トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内します。</li> <li>・ 通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。</li> </ul>
聴覚・言語障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声による連絡事項は、必ず文字で掲示します。</li> <li>・ 手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。</li> <li>・ 手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。</li> <li>・ 出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。</li> </ul>

区分	避難所での留意事項
<p>肢体不自由 のある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮します。</li> <li>・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。また、避難所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。</li> </ul>
<p>内部障害 のある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。</li> <li>・常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。</li> <li>・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。</li> </ul>
<p>知的障害 のある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変化を理解できず気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障害の状況に応じた支援を行います。</li> <li>・トイレ、食事、入浴などの情報が理解できているか、声をかけ確認します。</li> <li>・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。</li> </ul>
<p>発達障害 のある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉で、ゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。</li> <li>・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉かけをします。</li> <li>・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。カづくで押さえつけることは逆効果となります。</li> </ul>
<p>精神障害 のある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。</li> <li>・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。</li> <li>・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。</li> <li>・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早めに医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。</li> </ul>
<p>難病患者 人工透析患者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。</li> <li>・人工透析患者については、早急に透析医療の確保（確保日数の目安は透析間隔である3～4日以内）が必要です。</li> <li>・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とします。</li> <li>・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しても早急に医療確保が必要となります。</li> </ul>
<p>LGBTや性同一性障害のある 人等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいよう配慮します。</li> <li>・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設けるよう配慮します。</li> <li>・生理用品や下着など周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮します。</li> </ul>



## 資料8 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙

- 避難者は①避難所到着時 ②できれば毎日（あるいは定期的2-3日毎等）③病院移送時に評価
- 避難所運営スタッフは毎日、自己評価

年 月 日 名前

あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする
14. 小児である →何歳（何ヶ月）？（ ）

※以下は、初回評価のみ

15. この3ヶ月間に入院したことがあり“多剤耐性菌（MRSA など）”があるといわれた
16. 抗菌薬を飲んでいる（感染症の治療を受けている）→なに？（ ）
17. 被災後、予防注射を受けた→なに？（ ）いつ？（ ）

### 感染評価に基づく感染対策

避難所運営スタッフは「標準予防策」を行う。次の場合に「飛沫予防策」「接触予防策」「空気予防策」を追加。（標準予防策等の具体的な方法は資料26「避難所における隔離予防策」に記載）

- 1、2、3の1つ以上【インフルエンザ等？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 1、2、3の1つ以上と14【小児呼吸器感染症？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 4【結核やその他の感染症？】→「接触予防策」「飛沫予防策」「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5【水痘や麻疹等？】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5と8【細菌性髄膜炎等？】→「飛沫予防策」を追加し病院搬送を検討
- 6のみ【帯状疱疹や疥癬等？】→「接触予防策」を追加
- 7のみ【単純ヘルペスウイルス感染症？】→「接触予防策」を追加
- 9または10【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症？】→「接触予防策」を追加
- 11【細菌性の急性下痢症？】→「接触予防策」を追加し病院搬送を検討
- 12のみ【ウイルス性結膜炎？】→「接触予防策」を追加
- 13のみ【創傷関連感染症？】→「接触予防策」を追加

資料9 掲示用「避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」

つぎ しょうじょう ばあい  
次の症状がある場合は

ひなんじょうんえい し  
すぐに避難所運営スタッフにお知らせください

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたり、痛かったりする

## 資料10 避難所における隔離予防策

### (1) 標準予防策

感染症の疑いのある避難者との接触時に実施する

1. 血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具\*を着用する
2. 全ての個人用防護具は、使用した部屋／区域内で脱ぐ
3. 各避難者との接触前後に手指衛生を行う
4. 咳エチケットを行う
  - a. 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
  - b. 咳をしている人にはティッシュを提供する
  - c. 咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導する
  - d. 感染性をもつ可能性のある人は、他の避難者からできるだけ2m(少なくとも1m以上)離す
5. 感染症の伝播を予防するために、布団／ベッドの間隔をできるだけ2m(少なくとも1m以上)空け、寝る向きは互い違い(お互いの足が見えるよう)にするのが望ましい

※個人用防護具：手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等

---

### (2) 飛沫予防策

飛沫予防策の適応となる感染症には季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳などがある。

1. 飛沫感染症の症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
    - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
    - 2) 他の避難者からは空間的に分離する(他の避難者とできるだけ2m(少なくとも1m以上)離す)
    - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
  2. マスクを着用する
    - 1) 症状のある避難者と2m以内に近づく人は、マスクを着用する
  3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
  4. 飛沫予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
  5. 飛沫感染症が疑われる人が隔離室/区域を出る場合や他の人に近づく場合は、マスクを着用する
- 

### (3) 接触予防策

接触予防策の適応となるのは多剤耐性菌(MRSA、VRE等)による感染症、新型コロナウイルス感染症、痘瘡、疥癬、しらみ、激しい嘔吐・下痢、さらに、創部から多量の滲出液が漏れるような場合である。標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

1. 接触予防策を要する症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
  - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
  - 2) 他の避難者からは空間的に分離する(他の避難者とできるだけ2m(少なくとも1m以上)離す)
  - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
2. 隔離室/区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室/区域に入る際に個人用防護具を着用する
  - 1) ガウン
  - 2) 手袋

3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
4. 接触予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う

---

#### (4) 空気予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であり、災害時において必要となることは稀である。空気感染予防策の適応となる避難者は、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。空気予防策の適応となる感染症には、結核、水痘、麻疹、痘瘡、SARS、ウイルス性出血熱、鳥インフルエンザなどがある。

標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

##### 1. 空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する

1) 可能であれば陰圧個室を使用する

2) 一時的な陰圧室を作る場合：

- (1) 他の避難者からは可能な限り離れた区域か、物理的に離れた区域（廊下や別棟）を選ぶ
- (2) 少なくとも窓が一つある区域を選ぶ（窓は外気取入口や他の窓から 25 フィート=約 8m 以上離れているか、他の建物から 100 ヤード=約 90m 以上離れていること）

(3) 隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。

- ・望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ
- ・バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける

(4) 以下のいずれかの方法で、隔離室/区域から排気して陰圧を作り出す

- ・据え置き室内空気循環システム
- ・ポータブル室内空気循環システム
- ・窓から空気を排気するための遠心送風機（風量が大きい扇風機を指す。）
- ・窓から空気を排気できる空気清浄機
- ・床／窓の換気扇を使用

－陰圧空調を作る際は施設エンジニアに相談すること

(5) 隔離室/区域の空気を、フィルターに通すことなく、避難所内のその他の区域に再循環させないようにする。空気は以下のいずれかの方法で濾過（フィルター）することができる。

望ましい順に：・超高性能（HEPA）フィルターを使用する

- ・ポータブル HEPA フィルターユニットを使用する。ユニットは、避難所スタッフの行動や隔離区域内の医療機器の邪魔にならないが、空気感染症のある患者のなるべく近くに設置する。－避難所スタッフの感染予防のために、空気感染症のある患者とポータブル HEPA フィルターユニットの空気取り込み口の間立たないよう指導される必要がある。

2. 隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある避難者は隔離室/領域内で過ごしてもらう

3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する

4. 空気感染症のある避難者と 2m 以内で接する人は、N95 微粒子用マスクを着用する

5. 空気感染症のある避難者に接する前後は、手指衛生を行う

串本町(小規模)避難所運営マニュアル  
令和 3 年 2 月 改訂

発行:串本町役場 総務課 防災・防犯グループ  
〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地

TEL: 0735-62-0555

FAX: 0735-62-4977

e-mail: [soumu@town.kushimoto.lg.jp](mailto:soumu@town.kushimoto.lg.jp)